

「大阪 IR カジノ」環境影響評価準備書に対する公述申立書

大阪 IR の環境影響評価準備書に対する公述申立書を送付した。準備書に対する意見書は提出しているが、来年 1 月 6 日の大阪市主催「公聴会」でも意見を述べたい。参考まで、下記の要旨を紹介する。

環境保全及び創造の見地からの意見の要旨

・準備書に対する意見を述べるにあたり、大阪市長に対する「意見書」でも述べたが、11 月 11 日の準備書説明会について指摘しておきたい。

865 ページの準備書と要約書に目を通し、説明会で質問しようとしたが、主催者で事業者である「大阪 IR 株式会社」から一人も参加していないことが判明。会場は騒然となり、参加者の大半が退席するなかで、コンサル会社による説明が強行された。私は会場で事業者が参加していない説明会は認められないと主張したが、明確な回答はなかった。壇上の一人は、大阪市の了解を得て、こうした形で説明会を開催していると述べていた。

2 日後に環境管理課に電話して、事業者のいない説明会は大阪市環境影響評価条例違反でないかと問うたが、条例には事業者の参加を明記していない。環境管理課として、説明会のやり方について了解などしていないとのことであった。たとえ条例に明記していなくとも、事業者が説明会に参加して、質問などに責任ある回答するのが当然ではないか。大阪市会への陳情書にも書いたが、条例に事業者の参加を明記すべきではないか。環境局として善処してもらいたい。

この悲しい事態からも、事業者が市民に説明することにきわめて消極的であり、それが準備書にも反映している。

・昨年 6 月、「方法書」に対する意見を 6 点提出したが、事業者の見解は通り一編で、回答になっていない。市長意見に対する事業者の見解についても、十分な回答になっていないと考えるが、専門委員会での真摯な検討、評価を期待したい。

方法書に対する主な意見は、SDGs の評価、他事業との複合的な影響、土壌汚染や地盤沈下について。

準備書に対する意見として、とりわけ指摘したいのが他事業との複合的な影響である。準備書 818 ページに他事業が列挙されているが、夢洲コンテナターミナルなどの物流機能については記載されていない。物流機能を含めて、IR 事業と万博・インフラ関連事業の複合的な環境影響評価をすべきで、準備書の修正が必要でないか。大阪市としての見解を求めたい。

これに関連して、12 月 4 日から始まった IR 用地の液状化対策工事についても、環境影響評価の対象とすべきだと考えるが、大阪市としての見解を求めたい。

(2023 年 12 月 16 日)